

7. 関連施策との連携

7.1 生活排水対策の推進体制

生活排水対策を推進するためには下水道部局、環境部局等の庁内の複数の関係部所が連携して取り組むことが重要となる。

また、生活排水対策により、不老川の水質を改善するためには、流域4市の連携が不可欠となる。さらには、国や県内の他の流域での取り組み等の情報を入手するためには、県との連携が欠かせない。

不老川流域では、既計画策定時に推進体制を整備しており、今後もその活用を図っていく。

7.2 不老川流域生活排水対策推進協議会との連携

不老川流域では、平成5年に埼玉県と川越市、所沢市、狭山市、入間市及び住民代表で構成される「不老川流域生活排水対策推進協議会」を設置し、生活排水対策を推進している。今後も構成団体相互の連携を図り、本計画を推進していく。

7.3 不老川水環境改善連絡会との連携

前述のとおり、不老川流域では、清流ルネッサンスⅡの終了後、平成25年度からは、不老川の水環境保全を目的とした「不老川水環境改善連絡会」によりモニタリング調査等が行われている。

本計画は、不老川水環境改善連絡会と密接な連携を図りながら推進していく。

7.4 事業場排水対策の推進

不老川流域では公共下水道の整備等によって、生活排水の流入が減少し、相対的に事業場排水の割合が高くなってきた。特に、水質汚濁防止法や県の条例による規制対象外の事業場からの汚濁負荷の流入が無視できなくなりつつある。これらの事業場は現在の法律等で規制することは困難であるが、公共用水域の水質保全の意義を粘り強く伝え、不老川の水質改善につなげる必要がある。